

別記様式第8号（別記1の第6の1、別記2の第5、別記3の第5、別記4の第6、別記5の第6関係）

鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止都道府県活動支援事業（都道府県広域捕獲活動支援事業、鳥獣被害防止対策高度化事業）及び鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業の評価報告（令和元年度～令和3年度報告）

4 各事業実施地区における被害防止計画の達成状況

事業実施主体名 (協議会名)	対象 地域	実施 年度	対象 鳥獣	事業内容	事業量	管理主体	供用 開始	利用率・ 稼働率	事業効果	被害防止計画の目標と実績						事業実施主体の評価	第三者の意見	都道 府県 の評 価	
										被害金額(千円)			被害面積(a)						
										目標値	実績値	達成率	目標値	実績値	達成率				
函南町有害鳥獣被害防止対策協議会	函南町	令和元年度～ 令和3年度	イノシシ ニホンジカ サル ハクビシン カラス アナグマ タヌキ	推進事業	(R1)実施隊パトロール用機材購入 (センサーカメラ1台、電気柵デスター1基)	函南町有害鳥獣被害防止対策協議会	R2.2.27～		集落と山において、イノシシ、タヌキ、カラスによるスイカ等の野菜類の被害が多発し、ニホンジカによるトウモロコシや牧草等の飼料作物の被害も多かったことから、環境省の指定管理鳥獣捕獲等事業と連携しつつ、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中において猟友会が有害捕獲を行うとともに、令和元年度に函南町鳥獣被害対策実施隊を設置し、捕獲活動の効率化を図った他、電気柵のパトロール、被害防除研修会の開催によって総合的な対策に取り組んだ。これらの取組により、町内におけるイノシシの有害捕獲頭数は令和元年度から令和2年度にかけて41%増加、シカの有害捕獲頭数は令和元年度から令和3年度にかけて43%増加(推進事業開始前の令和元年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで277頭、シカで37頭。事業開始後では年間の有害捕獲頭数はイノシシで393頭(令和2年度)、シカで53頭(令和3年度))。	3,482	1,624	581.3%	82	50	500.0%	被害面積、被害金額ともに、大幅に目標値を達成することができた。 なお、被害額の多くを占めるイノシシの捕獲を推進した結果、1年目2,947千円、2年目2,163千円、最終年度は1,624千円と徐々に被害が減少しているため、引き続き捕獲圧を高めるとともに、鳥獣被害対策実施隊のパトロールや研修会等の開催を通じて、総合的な対策に取り組む方針である。	被害金額・面積ともに目標の達成率は100%以上であり、対策の効果がえられる。 引き続き、捕獲や防護柵の設置と合わせて、被害が発生した地域の住民に対して意識啓発を行うことで、今後も被害の軽減に努めることを期待する。 (静岡県農林技術研究所森林・林業研究センター 上席研究員 水井陽介)		
					(R2)被害防除研修会の開催 研修資材(電気柵1セット)購入	函南町有害鳥獣被害防止対策協議会	R2.8.26～												
					(R3)小型箱わな3基 購入	函南町有害鳥獣被害防止対策協議会	R4.3.29～												
				緊急捕獲活動支援事業	(R1) イノシシ成獣268頭 イノシシ幼獣9頭 ニホンジカ成獣37頭 ハクビシン13頭 カラス20羽 アナグマ6頭	-	-												町内におけるイノシシの有害捕獲捕獲頭数は令和元年度から令和2年度にかけて41%増加、シカの有害捕獲頭数は令和元年度から令和3年度にかけて43%増加(令和元年度では年間の有害捕獲頭数はイノシシで277頭、シカで37頭。年間の有害捕獲頭数はイノシシで393頭(令和2年度)、シカで53頭(令和3年度))。令和3年度は、全体の有害捕獲頭数が若干減少しているが、カラスやアナグマなどの鳥獣の捕獲数は増加傾向にあり、被害金額、被害面積ともに効果が表れている。
					(R2) イノシシ成獣370頭 イノシシ幼獣23頭 ニホンジカ成獣56頭 ハクビシン10頭 カラス65羽	-	-												
					(R3) イノシシ成獣218頭 イノシシ幼獣35頭 ニホンジカ成獣52頭 ニホンジカ幼獣1頭 ハクビシン13頭 カラス85羽 アナグマ28頭 タヌキ11頭	-	-												

注1：被害金額及び被害面積の目標欄については対象鳥獣及び目標値を記し、これに合わせて他の欄も記載する。
2：都道府県が事業実施主体となる鳥獣被害防止都道府県活動支援事業を実施した場合、その事業内容等も記載すること。
3：事業効果は記載例を参考とし、獣種等ごとに事業実施前と事業実施後の定量的な比較ができるよう時間軸を明確に記載の上、その効果を詳細に記載すること。整備事業を行った場合、捕獲効率の向上にどのように寄与したかも必ず記載すること。
4：「事業実施主体の評価」の欄には、その効果に対する考察や経営状況も詳細に記載すること。
5：鳥獣被害防止施設の整備を行った場合、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況、侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持管理状況、都道府県における点検・指導状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。